

仙台市産業廃棄物処理指導方針

第1章 仙台市産業廃棄物処理指導方針の意義

現代社会においては、大量生産、大量消費に支えられた豊かな生活を享受することができますが、その反面、大量の廃棄物を生み出し、オゾン層の破壊、地球の温暖化等の問題を引き起こしました。現在ではこれらの環境問題はいつそう深刻化しており、今後の持続可能な発展を可能にするために、環境への負荷の少ない循環型社会の構築が地球規模での課題となっています。

本市では、産業廃棄物の分野において、循環型社会システムの構築を基本目標として、発生抑制の推進、資源化（再利用・再生利用）及び減量化の推進、適正処理の確保を基本方針とする5ヵ年計画である「仙台市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、体系的な施策の実施に努めてきましたが、環境関連法規の頻繁な制定・改廃に柔軟に対応し、適正な目標の設定と有意な達成評価を行うため、従来の計画の枠組みを「方針」及び「実施計画」の2部構成に改めました。すなわち、「方針」では特段の計画期間を定めず、基本的枠組みを示し、法改正等に応じて随時改正することとし、「実施計画」では各年度に実施する施策及び数値目標の設定並びに達成評価を行うこととしました。

今回新規に策定する「仙台市産業廃棄物処理指導方針」は、基本的な方針や施策を体系化したものであり、各年度に策定する「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」の原則となるものです。

第2章 総則

第1節 仙台市産業廃棄物処理指導方針の位置づけ

循環型社会の構築に向け、国においては、循環型社会形成の基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務が明確化されました。さらに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）が数度にわたって改正される一方、容器包装、家電、食品、建設廃棄物、自動車に関する個別のリサイクル法が制定されるなど、循環型社会の基盤づくりが進んでいます。

本市におきましても、「21世紀都市・仙台」を目指す長期的・総合的計画である「仙台21プラン・仙台市基本計画」、社会経済活動の拡大や都市化の進展等を踏まえた新しい環境行政の枠組みを構築する「仙台市環境基本条例」及びこの条例に基づく環境基本計画である「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」が策定され、各種の施策が展開されております。「仙台市産業廃棄物処理指導方針」は、これらの計画を受け、循環型社会システムの構築に向けて本市が行う産業廃棄物に係る施策を体系化したものです。

第2節 仙台市産業廃棄物処理指導方針の適用範囲

廃棄物処理法で規定されている「産業廃棄物」を対象とします。

第3節 用語

廃棄物	事業活動に伴って発生	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
		事業系一般廃棄物	特別管理一般廃棄物
	家庭から発生	家庭系一般廃棄物	特別管理一般廃棄物

廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいい、産業廃棄物とそれ以外の廃棄物（一般廃棄物）に大別されます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類のもの（P3参照）及び輸入された廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く）

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして特に定められたもの

例) PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む電気機器・油等、有害物質を含む産業廃棄物等、医療関係機関等から排出された使用済み注射針等

【産業廃棄物の種類】

種類	業種指定	具体例
① 燃え殻		石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥）、産業廃棄物の焼却残灰、炉内掃出物、煙道等に付着したすす等
② 汚泥		メッキ汚泥、工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、上・下水道汚泥、製紙スラッジ、中和汚泥、ケイ藻土かす、凝集沈殿汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかす等
③ 廃油		廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類等
④ 廃酸		廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、エッチング廃液、pH7未満の廃液
⑤ 廃アルカリ		廃苛性ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液、金属せっけん廃液、pH7を超える廃液
⑥ 廃プラスチック類		合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなどの合成高分子系化合物、塗料かす（固形状のもの）、廃イオン交換樹脂、廃タイヤ、フィルムシート、接着剤かす、ビニールロープ、梱包用PPバンド、ポリひも、ポリトレイ等
⑦ 紙くず	有	パルプ、紙又は紙加工品製造業・新聞業（新聞巻取紙を使用するもの）・出版業（印刷出版）・製本業、印刷物加工業より排出される紙、板紙等くず、建設業より排出される工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くず
⑧ 木くず	有	木材又は木製品製造業・家具製造業・パルプ製造業・輸入木材卸売業より排出される木材片、おがくず、バーク類等、建設業より排出される工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず
⑨ 繊維くず	有	繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）より排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず、建設業より排出される工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた繊維くず
⑩ 動植物性残さ	有	食料品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業、香料製造業において生ずる動物性又は植物性の残さであって、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等（これらの業種以外から排出された残さは、事業系一般廃棄物となります。）
⑪ 動物系固形不要物	有	と畜場及び食鳥処理場において生ずる骨等の残さ（これらの業種以外から排出された残さは、事業系一般廃棄物となります。）
⑫ ゴムくず		天然ゴムくず（合成ゴムくずは廃プラスチック類に分類）
⑬ 金属くず		切削くず、空き缶、スクラップ等
⑭ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製品くず、破損ガラス、シボレックスかす、生コンの残さの脱水固化物等（コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
⑮ 鉱さい		鋳物廃砂、スラグ、ノロ、ボタ、不良鉱石等
⑯ がれき類		工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他各種の廃材の混合物を含むもの（コンクリート、アスファルトの破片等） なお、もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く。
⑰ 動物のふん尿	有	畜産農業より排出される牛、馬、豚等のふん尿
⑱ 動物の死体	有	畜産農業より排出される牛、馬、豚等の死体
⑲ はいじん（ダスト類）		大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥・廃油・廃酸・廃プラスチック類・その他の産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設（乾式、湿式）によって捕集されたもの
⑳ 処分するために処理したもの（政令第2条第13号の廃棄物）		①～⑱に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物など）

第3章 適正処理の指導

第1節 施策の体系

基本目標	基本方針	基本的施策	具体的施策
環境への負荷の少ない循環型社会システムの構築	発生抑制の推進	排出事業者指導	多量排出事業者の処理計画作成及び実施状況報告義務等の周知徹底 多量排出事業者以外の事業者に対する指導
		普及・啓発	排出事業者向け PR の実施 市民向け PR の実施
	資源化（再利用・再生利用）及び減量化の推進	排出事業者指導	多量排出事業者の処理計画作成及び実施状況報告義務等の周知徹底 多量排出事業者以外の事業者に対する指導
		建設リサイクル法への対応	再資源化実施の周知徹底 実施状況の把握
		自動車リサイクル法への対応	引取業者及びフロン類回収業者の登録，解体業及び破砕業の許可事務 使用済自動車の解体施設設置に関する指導 情報管理センターからの報告受理及び事業者に対する指導等 関連事業者に対する報告の徴収，立入検査
		実績管理	資源化・減量化率の目標の設定 実績の把握
	適正処理の確保	排出事業者指導	委託基準，産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用，処理基準，特別管理産業廃棄物管理責任者設置等の周知徹底 自己処理用許可施設の構造基準，維持管理基準，産業廃棄物処理責任者設置等の周知徹底 処理実績の把握
		収集運搬業者指導	処理基準等の周知徹底 収集運搬実績の把握（収集運搬実績報告書提出の周知徹底） 収集運搬業者に係る優良性の評価
		処分（中間処理及び最終処分）業者指導	施設の構造基準，維持管理基準，処理基準等の周知徹底 焼却施設(自己処理用含む)に適用されるダイオキシン類に係る基準の周知徹底 処分実績の把握（処分実績報告書提出の周知徹底） 処分業者に係る優良性の評価
		処理施設の管理に関する指導	施設充足状況の把握 県との協議及び協力 市民の理解の涵養
PCB 特別措置法への対応		PCB 廃棄物の保管状況届出義務等の周知徹底 PCB 廃棄物の保管基準等の周知徹底 未確認事業所の把握 PCB 廃棄物処理計画の作成	
フロン回収破壊法への対応		第二種フロン類回収業者の登録事務 第二種フロン類回収量の報告義務の周知徹底 第二種フロン類の適正処理の周知徹底	
広報活動		法令改正等の周知 処理業者情報の公表	
不適正処理への対応		情報処理体制の構築 即応体制の確保 再発の防止 関係機関との連携	

第2節 施策の実施内容

1 発生抑制の推進

(1) 排出事業者指導

ア 多量排出事業者の処理計画作成及び実施状況報告義務等の周知徹底

廃棄物処理法の規定により、前年度に1,000 t（特別管理産業廃棄物の場合は50 t）以上の産業廃棄物を発生させた事業場を設置している事業者は、産業廃棄物処理計画を作成し、都道府県知事又は指定都市等の長(*)に提出すること、また、その実施状況を報告することが義務付けられています。廃棄物処理法上、発生抑制及び資源化については事業者の努力義務に属しますが、自主努力を促すため、処理計画の作成義務及び実施状況の報告義務の周知徹底を図ります。

* 指定都市等の長

地方自治法に定める指定都市（政令指定都市）、中核市等の長

a 対象事業者把握の徹底

- ・平成17年度に実施した産業廃棄物実態調査等により、対象事業者の把握に努めます。
- ・特別管理産業廃棄物の排出事業者については、「仙台市廃棄物の処理及び適正処理等に関する規則」（市の規則）で義務付けた処理実績報告書の提出を徹底させることにより、対象事業者の把握に努めます。

b 作成、報告義務の徹底

- ・廃棄物処理法に基づき、処理計画及び実施状況報告の提出を求めます。
- ・立入指導を行い、処理計画の実施状況に関する実態把握に努め、個別に助言・要請を行うことにより、自主努力を促します。

c 公開

- ・廃棄物処理法の規定に基づき、提出された処理計画及び実施状況報告書を一年間公衆の縦覧に供します。また、縦覧に先立ち、広報紙やホームページ等を通じてあらかじめ市民に対して十分な周知を行います。

イ 多量排出事業者以外の事業者に対する指導

- ・前年度排出量が1,000 t/年未満の事業者にも立入指導を行います。
- ・病院等の特別管理産業廃棄物排出事業者に対し、各区役所保健福祉センターが医療法に基づき実施する医療監視に帯同又は単独で立入指導を行います。
- ・本市一般廃棄物処理施設において、産業廃棄物排出事業者に対し、搬入禁止等の指導を行います。

(2) 普及・啓発

ア 排出事業者向けPRの実施

排出事業者向け産廃セミナーの実施等を通じ、排出事業者向けのPRに努めます。その他、追跡管理システム事業(*)を実施するほか、環境事業所の立入指導の際の産業廃棄物の排出指導も随時に実施するよう対応します。

* 追跡管理システム事業

本市及び宮城県が社団法人宮城県産業廃棄物協会と連携の上、GPS（全地球測位システム）関係機器を収集運搬業者に貸与し、排出事業者から中間処分業者までの間の運行経路情報を把握することにより、適正処理状況の確認を可能とする事業。排出事業者にとっては委託した廃棄物の適正処理を確認でき、収集運搬業者にとっては営業上の利点となることが期待されます。

イ 市民向けPRの実施

市民生活と産業廃棄物の関連について、本市ホームページのほか、出前講座、パンフレット作成、不法投棄防止をよびかけるラジオスポット放送等により、市民向けPRを行います。

2 資源化（再利用，再生利用）及び減量化の推進

（1）排出事業者指導

ア 多量排出事業者の処理計画作成及び実施状況報告義務等の周知徹底

多量排出事業者に課せられた義務の周知徹底を図ります。なお、対象事業者に対する立入指導等を行う場合にも実態把握に努め、個別に助言・要請を行うことにより、自主努力を促します。

また、グリーン購入(*)等について情報提供に努めます。

* グリーン購入

「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、環境物品等（再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料や製品等）の調達を推進するなどして、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進するものです。

イ 多量排出事業者以外の事業者に対する指導

立入指導等を行う場合には実態把握に努め、個別に助言・要請を行うことにより、自主努力を促します。

また、グリーン購入等について情報提供に努めます。

（2）建設リサイクル法への対応

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）により、特定建設資材廃棄物（コンクリート，コンクリート及び鉄からなる建設資材，木材，アスファルト・コンクリート）の分別解体，再資源化が義務

付けられています。そのため、関係機関と連携をとりながら、法制度の周知徹底を図ります。

ア 再資源化実施の周知徹底

建設リサイクル法により、再資源化が義務付けられる特定建設資材廃棄物が発生する一定規模以上の解体等の工事については、施主は着手7日前までに都道府県知事又は建築基準法に規定する特定行政庁である市町村の長への届出が義務付けられていることから、届出先の所管課と協議し、規定に該当する工事の情報提供を受けられるようにします。

また、都道府県知事又は指定都市等の長は、その職員に、対象工事の現場等に立ち入り、帳簿等を検査させることができる旨規定されていることから、各区建築部局と合同で行う全国一斉パトロール又は単独のパトロールによる立入指導を行い、再資源化義務等の周知徹底を図ります。

イ 実施状況の把握

都道府県知事又は指定都市等の長は、対象建設工事の受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関し報告させることができる旨規定されていることから、必要に応じて報告書を提出させることにより、当該工事に係る再資源化等の実施状況の把握に努めます。

(3) 自動車リサイクル法への対応

使用済自動車の新たなリサイクル制度の構築に向け、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を設定するため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が制定され、平成16年7月に解体業及び破碎業の許可制度の施行、平成17年1月1日から本格施行されました。これにより、引取業者及びフロン類回収業者の登録制度、リサイクル料金の預託義務、関連事業者の使用済自動車の引取・引渡義務や一定の行為義務等が発生しました。

自動車リサイクル法に規定された役割として、本市は、下記の事務を行います。

ア 引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破碎業の許可事務

自動車リサイクル法の関連事業を行うには、都道府県又は**保健所設置市**の長の登録又は許可が必要と規定されていることから、登録・許可の申請等の受付、審査、登録通知書・許可証の交付を行います。

イ 使用済自動車の解体施設設置に関する指導

使用済自動車の解体業許可の取得を円滑に進めるとともに、他法令との整合性を図るために、「仙台市使用済自動車等の解体業の用に供する施設の設置等に関する指導要綱」に基づき、事業者指導に当たります。

ウ 情報管理センターからの報告受理及び事業者に対する指導等

使用済自動車に関連事業者の各段階において、確実に引渡し・引取りされたことを確認するために、中央に情報管理センターが設置されています。各自治体では事業者の引渡実施報告、引取実施報告がなされない場合に情報管理センターから報告を受理し、必要に応じて事業者に対する指導、助言、勧告、命令を行います。

エ 関連事業者に対する報告の徴収、立入検査

法令遵守を確認するため、関連事業者に対し、使用済自動車等の引取り若しくは引渡し又は再資源化の実施の状況に関し、必要に応じて報告を求め、また、事務所等への立入検査を行います。

(4) 実績管理

ア 資源化・減量化率の目標の設定

各年度の仙台市産業廃棄物処理指導実施計画において目標を立て、その達成に努めます。

イ 実績の把握

多量排出事業者からの報告により実績を把握し、達成度の評価を行います。

ほかに、実績を把握する方法としては、平成17年度産業廃棄物実態調査(平成16年度実績)の結果を活用するほか、宮城県が実施する実態調査等の結果も参考にします。

3 適正処理の確保

(1) 排出事業者指導

ア 委託基準、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用、処理基準、特別管理産業廃棄物管理責任者設置等の周知徹底

a 立入指導の強化

①廃棄物処理法の規定により産業廃棄物処理計画の作成が義務付けられている多量排出事業者に対する立入指導を計画的に実施し、契約書等の点検を行い、廃棄物処理法に適合しているかを確認します。

②区役所保健福祉センターが医療法に基づき実施する医療監視に帯同又は単独で、病院等に対する立入指導を計画的に実施し、契約書等の点検を行います。また、感染性廃棄物の保管方法等が基準に適合しているかも確認します。

③その他の事業所(動物病院や、前年度排出量が1,000 t/年未満の事業者等)に対する立入指導も必要に応じて実施します。

④近年各地で土壌汚染が問題となっていることから、汚染を引き起こす危険性のある産業廃棄物（飛散性廃石綿、非飛散性廃石綿等）を排出している事業場に、防止のための周知を行うほか、立入指導を行う際には、特に保管状況に注視し、基準の厳守を徹底します。

イ 自己処理用許可施設の構造基準、維持管理基準、産業廃棄物処理責任者設置等の周知徹底

自己処理許可施設の構造基準、維持管理基準、特別管理産業廃棄物管理責任者設置等の周知徹底に向け、施設設置に際して事前協議により厳正に審査するほか、特別管理産業廃棄物管理責任者の届出義務については本市ホームページ等を通じて周知します。

ウ 処理実績の把握

a 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書提出の周知徹底

産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用することが義務付けられています。

また、事業場ごとに、その前年度1年間に交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、管理票の交付枚数等）に関する報告書を作成し、その年の6月30日までに、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は指定都市等の長に提出することが義務付けられています。（*）

これらの義務について周知し、報告書の提出を求め、排出事業者の委託状況の把握に努めます。

*当該義務は、「当面の間、適用しない」とされていましたが、平成18年12月28日に、適用猶予期間を「平成20年4月1日までとする」ことが決まりました。

b 特別管理産業廃棄物処理実績報告書提出の周知徹底

感染性廃棄物等の特別管理産業廃棄物については、不適正処理が行われた場合、生活環境保全上の支障が生じるおそれが高いため、市の規則により、病院等の特別管理産業廃棄物排出事業者に対して排出実績の報告を求め、排出量等の把握に努めます。

c 自己処理施設処理実績報告書提出の周知徹底

市長の許可を受けて設置している産業廃棄物処理施設については、許可権者としてその稼動状況等を把握しておく必要があると判断されることから、市の規則により義務付けた報告書の提出を周知徹底することにより、自己処理実績の把握に努めます。

(2) 収集運搬業者指導

ア 処理基準等の周知徹底

必要に応じて立入指導体制を強化し、処理基準等の周知徹底を図ります。

イ 収集運搬実績の把握（収集運搬実績報告書提出の周知徹底）

市長の許可を受けて収集運搬業を行っている業者については、許可権者としてその活動状況等を把握する必要があると判断されることから、廃棄物処理法の規定に基づき、市の規則により義務付けた報告書の提出を周知徹底することにより、収集運搬実績の把握に努めます。

ウ 収集運搬業者に係る優良性の評価

国は、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、処理業者の優良性の判断に係る評価基準を設定し、評価基準に適合した処理業者に対しては、都道府県知事又は指定都市等の長の判断により、処理業の許可更新等の際に提出する申請書類の一部について省略させることができる仕組みを創設し、平成17年4月1日から施行しました。

この評価制度は導入が義務づけられているものではありませんが、導入が期待されているものであり、本市では、宮城県と協議の上、この仕組みに従って、平成17年10月1日から優良性評価を行っています。

(3) 処分（中間処理及び最終処分）業者指導

ア 施設の構造基準、維持管理基準、処理基準等の周知徹底

必要に応じて立入指導体制を強化し、施設の構造基準、維持管理基準、処理基準等の周知徹底を図ります。

イ 焼却施設（自己処理用含む）に適用されるダイオキシン類に係る基準の周知徹底

ダイオキシン類対策特別措置法において特定施設に該当する産業廃棄物焼却施設等を設置する事業者に対し、適宜立入検査を実施し、構造基準及び維持管理基準の厳守を徹底します。

さらに、当該設置事業者が義務付けられている年1回以上のダイオキシン類濃度測定への立会及び行政測定を実施し、排出基準の厳守を徹底します。

ウ 処分実績の把握（処分実績報告書提出の周知徹底）

許可を受けて業を行っている業者については、許可権者としてその活動状況等を把握する必要があると判断されることから、廃棄物処理法の規定に基づき、市の規則により義務付けた報告書の提出を周知徹底することにより実績の把握に努めます。

エ 処分業者に係る優良性の評価

本市では、宮城県と協議の上、平成17年10月1日から処分業者に係る優良性評価を行っています。（(2)ウ参照）

(4) 処理施設の管理に関する指導

ア 施設充足状況の把握

産業廃棄物については県域内の処理が基本となるため、県との連絡を密に行いながら、県内、市内の産業廃棄物処理施設の処理能力及び残存容量の把握に努めます。

中間処理施設の処理能力及び最終処分場の残存容量の常時把握に努めます。

イ 県との協議及び協力

廃棄物処理法により、宮城県は「産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項」を含む県域内における廃棄物処理計画の策定が義務付けられており、計画を定めるとき又は変更するときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならないとされていること等を踏まえ、処理施設の充足状況を確認しながら、必要に応じて県との協議及び協力を行います。

ウ 市民の理解の涵養

必要に応じて、処理施設に関する市民向けPRを行い、健全な産業活動を行う上での処理施設の必要性等について、市民の理解の涵養に努めます。

(5) PCB 特別措置法への対応

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、化学的に安定しており機能的に優れていますが、人体や環境への影響が甚大であるため、昭和 49 年までに製造・輸入・使用が原則として禁止されました。

使用が禁止される前に製造された PCB 使用電気機器等の廃棄物（PCB 廃棄物）は、使用が禁止された当時は処理体制が未整備であったことから、整備されるまでの間は、排出事業者において適正に保管しなければならないとされました。

こうしたことから、PCB 廃棄物の早期処理を実現するために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB 特別措置法）が制定されました。これにより、PCB 廃棄物を所有している事業者は、毎年度、保管及び処分の状況に関して都道府県知事又は指定都市等の長に届出が義務付けられ、また、保管している PCB 廃棄物を他人に譲渡したり、他人の PCB 廃棄物を譲り受けることが禁止されました。

また、事業者は、平成 28 年 7 月 15 日までに PCB 廃棄物を自ら処分するか、処分できる業者に委託しなければならないとされたことから、国は、「日本環境安全事業株式会社（JESCO）」を設立し、全国 5ヶ所に PCB 廃棄物処理施設を設置し、広域的な処理を行うこととしました。東北地方の PCB

廃棄物は北海道室蘭市に建設される施設で処理されます（平成 19 年 10 月から処理開始の予定）。

ア PCB 廃棄物の保管状況届出義務等の周知徹底

PCB 廃棄物を所有する事業者は、毎年度、保管及び処分の状況に関して都道府県知事又は指定都市等の長に届出が義務付けられていることから、その周知徹底を図ります。

PCB 廃棄物の保管が判明している事業者については、本市ホームページや立入指導時のパンフレット配布により周知するほか、場合によっては立入指導も行い、届出書提出の周知徹底を図ります。

イ PCB 廃棄物の保管基準等の周知徹底

必要に応じて立入指導を実施し、保管基準等の廃棄物処理法に定められた事項についても周知徹底を図ります。

ウ 未確認事業所の把握

PCB を使用した高圧トランス・コンデンサ、蛍光灯安定器等については、現在その存在を確認できない事業者が相当数あります。そこで、電気絶縁物処理協会等のデータを元に未確認事業所の把握に努め、制度の周知徹底を図り、立入指導を強化します。

エ PCB 廃棄物処理計画の作成

PCB 特別措置法の規定により、国においては、廃棄物処理法に基づく基本方針に即し、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を策定しており、宮城県においても「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（PCB 廃棄物処理計画）の策定作業が進められています。本市は、県の PCB 廃棄物処理計画策定に協力し、データ提供等を行います。

(6) 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法）への対応

ア 第二種フロン類回収業者の登録事務

自動車リサイクル法の本格施行日（平成 17 年 1 月 1 日）前に第二種特定製品引取業者へ引き渡された自動車に冷媒として搭載されているフロン類（第二種フロン類）の取扱いを行おうとする事業者についての新規登録の事務処理を行います。また、既に登録済みの事業者については、更新及び変更の登録並びに廃止の届出に関する事務処理を行います。

イ 第二種フロン類回収量の報告義務の周知徹底

第二種フロン類回収業者に登録されている事業者については、第二種フロン類の回収、保管状況について、報告書提出の通知を行い、提出の周知

徹底を図ります。

ウ 第二種フロン類の適正処理の周知徹底

第二種フロン類が適正に処理されるため、関連事業者へ指導、助言、勧告及び命令を行い、適正処理の周知徹底を図ります。

(7) 広報活動

事業者は、事業活動から生じた廃棄物を自らの責任で適切に処理する義務があり、とりわけ産業廃棄物については処理責任が強化されています。事業者は廃棄物の処理を処理業者に委託できますが、その場合においても事業者の責任で、許可を有する処理業者に適正に委託しなければならず、また、委託廃棄物が最終処分されるまで一連の処理工程に責任を負います。それゆえ、事業者が適正処理に必要な情報を随時入手できるよう、本市ホームページや周知チラシ、パンフレット等による広報活動を行います。

ア 法令改正等の周知

廃棄物処理法その他の法令や条例等の改正が行われた場合には、随時本市ホームページでお知らせします。

イ 処理業者情報の公表

a 処理業者名簿の作成・公表

産業廃棄物の処理の委託は、許可を有している処理業者に対して行う必要があるため、本市が許可を与えている処理業者の名簿を作成し、本市の「市政情報センター」で頒布するほか、本市ホームページに掲載します。

b 優良業者の公表

本市が優良性の評価基準に適合すると認定した処理業者について、本市ホームページで随時公表します。

c 行政処分の公表

本市が許可を与えている処理業者に対して許可取消等の行政処分を行った場合に、本市ホームページで随時公表します。

(8) 不適正処理への対応

不法投棄や不法焼却（野外焼却）(*)等に迅速に対処し、不適正処理を防止できる体制を構築します。

* 不法焼却とは、木くず、紙くず、廃プラスチック等の廃棄物を、廃棄物処理法の基準を満たす焼却施設を用いずにドラム缶、一斗缶、ブロック積みなどで燃やすことであり、宗教上の行事等の一部の例外を除いて禁止されています。

ア 情報処理体制の構築

a 情報収集

現職警察官及び産廃Gメンの配置並びに産廃 110 番の設置により情報収集を行い、情報の整理と共有を行います。

b 情報の伝達及び報告

収集した情報を随時廃棄物指導課内で回覧し、共有化に努めるほか、進捗状況をまとめた文書を作成・定期的更新し、課内 LAN 等によりいつでも閲覧可能とします。また、情報の内容・重要性に応じて、他の担当課や局の主管課へ速やかに通知します。

c 情報の管理

継続的指導を要するが多いことから、共通の簿冊に情報を一元的に集約し、廃棄物指導課で保管します。

イ 即応体制の確保

現職警察官及び産廃 G メンを配置し、迅速かつ厳正な対処を確保します。

ウ 再発の防止

再発のおそれのある事業者については、継続的に監視を行います。また、警察と連携をとりながら、告発も視野に入れて、改善命令等の廃棄物処理法に基づく行政処分を厳格に行います。

再発防止に向け、監視パトロール、民間委託によるパトロール、スカイパトロール(*)の実施、監視カメラ及び告知看板の設置、不法投棄の防止を呼びかけるラジオスポット放送、追跡管理システム事業を実施します。

* スカイパトロール

地上から把握が困難な不法投棄等の不適正処理の早期発見を目的として、ヘリコプターにより上空から監視パトロールを行います。本市独自に行うもののほか、年2回、宮城県、宮城県警察本部、塩釜海上保安部と合同で行っています。

エ 関係機関との連携

「宮城県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」（構成員＝県、県警、塩釜海上保安部、宮城県産業廃棄物協会、本市）や「宮城県警察・産廃 G メン連絡協議会」（構成員＝県、県警、本市、県及び本市の産廃 G メン）等の場を通じて、関係機関との連携の維持・強化を図ります。

第4章 循環型社会形成に向けた各主体の役割

循環型社会を構築するためには、関係者それぞれが果たしうる役割がありますので、それを自覚し、自主的にあるいは協力しながら、努力することが求められています。

第1節 排出事業者の役割

- 1 産業廃棄物の発生抑制の推進
 - ① 製造や建設の工程を工夫し、産業廃棄物の発生抑制に努める。
 - ② 工程から出る不要物中の有償物の分別・売却に努める。
 - ③ 製品の包装や梱包材の簡素化及び再利用に努める。
 - ④ 製造にあたっては、製品が、最終的には産業廃棄物、一般廃棄物のいずれかになり、環境に負荷を与えるということを十分に認識し、長寿命やリサイクルしやすい商品の開発にも努める。
- 2 産業廃棄物の減量化・資源化の推進
 - ① 直ちに埋立処分することが可能なものであっても、中間処理による減量化・資源化に努める。
 - ② 中間処理において減量化と資源化の両方が可能な場合は、資源化の選択に努める。
 - ③ 原料等の購入の際にはリサイクル品の選択に努める。
 - ④ 廃棄物交換制度(*)の利用に努める。
 - * 廃棄物交換（廃棄物斡旋）制度
各工場、事業所などから排出され、廃棄物として処分されているものの中には、有効利用可能な廃棄物が数多くあることから、供給事業所と需要事業所との斡旋を行い、廃棄物の再利用・再資源化、減量化を図る事業であり、(財)宮城県環境事業公社が行っています。
- 3 適正処理の確保
 - ① 処理責任者の設置等、処理体制の整備に努める。
 - ② パソコン管理などにより、処理量などの把握に努める。
 - ③ 法による処理計画策定義務対象外の事業者についても、計画策定に努める。
 - ④ 処理方法に応じた分別を周知徹底する。
 - ⑤ 処理基準を厳守する。
 - ⑥ 自己処理施設の設置に努める。
 - ⑦ 処理を委託する場合には、委託基準を厳守する。
 - ⑧ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する義務を厳守し、産業廃棄物の排出から最終処分までの確認を周知徹底する。
 - ⑨ 処理業者の選択に当たっては、施設を現地視察する等、信頼性の確認に努める。
- 4 自己啓発
 - ① 新技術の把握に努め、発生抑制や資源化に有効である場合は、導入に努める。
 - ② 適正処理等に関する社員教育に努める。
 - ③ 法令等の制定及び改正に注意を払い、対応に遺漏のないようにする。

- ④ 企業の体力に応じて、ISO14001 や本市で推進している中小企業向けの環境マネジメントシステムである「みちのく EMS」等の取得に努める。
- 5 本市の施策に対する協力
- ① 市の規則で定めた各種報告書を期限どおり提出する。
 - ② 産業廃棄物実態調査について依頼があった場合は、これに協力する。
 - ③ 市が必要に応じて求めた情報は、直ちに提供するよう努める。
 - ④ その他市の実施する施策に対する協力を努める。

第2節 処理業者の役割

- 1 適正処理の確保
- ① 法令に定められた基準を厳守しつつ、基準は最低条件であることを認識し、より安全な処理に努める。
 - ② 排出事業者との意思の疎通を図り、産業廃棄物処理の専門家としての自覚を持ち、必要な助言を行うように努める。
 - ③ 施設の維持管理等について、指導を受けた場合は、迅速に対応する。
- 2 自己啓発
- ① 法令等の制定及び改正に注意を払い、対応に遺漏のないようにする。
 - ② 適正処理等に関する社員教育の周知徹底を図る。
 - ③ 処理技術の向上に努める。
 - ④ 新技術の把握に努め、リサイクル率や処理の安全性を高めるのに有効である場合には導入に努める。
- 3 行政の施策に対する協力
- ① 市の規則で定めた各種報告書を期限どおり提出する。
 - ② 市が必要に応じて求めた情報は、直ちに提供するよう努める。
 - ③ その他市の実施する施策に対する協力を努める。
- 4 地域との共存
- ① 情報公開を図り、地域住民の理解を得るよう努める。
 - ② 町内会活動に対する協力や、自主的な清掃活動等を行い、地域との融和に努める。

第3節 本市の役割

- 1 産業廃棄物排出事業者としての減量化、資源化への率的取組
- 本市の上下水道事業から発生する汚泥や公共工事で発生する建設廃棄物については、減量化・資源化の取組の必要性、重要性が高いことから、本市は、排出事業者として、また、工事発注者として、産業廃棄物の発生抑制、適正処理に努めるほか、減量化・資源化に努める。

① 排出事業者としての取組

本市の公共事業で発生する産業廃棄物のうち、特に排出量が多い上水汚泥と下水汚泥について、原局において以下のとおり資源化・減量化を行う。

(ア) 上水汚泥

脱水処理による減量化、処理後はグラウンド材等として一部売却し、大部分は自己埋立処分場で処分する。

(イ) 下水汚泥

脱水及び焼却による減量化、処理後は主として(財)宮城県環境事業公社の管理型処分場で処分する。(*)

* 有機汚泥については、平成 18 年度から民間の処分場で処分。

また、焼却灰や脱水汚泥の資源化を推進するため、埋め戻し土等として有効利用を図る。

② 工事発注者としての取組

本市が発注する建設工事については、「新・仙台市環境行動計画」にあるように、「仙台市発注工事における建設副産物リサイクルガイドライン」及び「仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、本市が発注する建設工事における建設発生土と建設廃棄物のリサイクルを進める。また、都市整備局技術管理室がとりまとめ、進行管理等を行っている「仙台市公共事業総合コスト縮減に関する行動計画」に基づき、工事コストを低減する施策の一つとして、建設副産物の再資源化に努める。

2 産業廃棄物に関わる総合的施策の実施

- ① 産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化、適正処理の推進等に関して、循環型社会システムの構築という見地から、総合的かつ実効性のある施策の展開に努める。
- ② リサイクル推進の見地から、公共施設等への産業廃棄物の再生品利用促進を図る。
- ③ 処理施設の充足状況を確認しつつ、必要に応じて、廃棄物処理施設の整備について県と協議を行う。
- ④ 民間事業者の施設整備に関して支援の必要性が認められる場合には、関係者との調整等を図る。
- ⑤ 排出事業者、産業廃棄物処理業者からの相談、苦情に対して適切かつ公正な指導を行う。
- ⑥ 市民からの相談、苦情、報告等に対して適切かつ迅速に対応し、課題解決を図る。
- ⑦ 処理施設や処理・リサイクルに関する情報提供に努める。

- ⑧ 処理業者に対する監視・指導及び違反者の取り締まり・処分を厳正に行う。
- ⑨ 優良な処理業者の育成に努める。
- 3 産業廃棄物処理関連情報の整備
 - ① 市内のみならず全国レベルでの産業廃棄物に関する情報収集を行い、必要に応じて市民、排出事業者、産業廃棄物処理業者に提供する。
 - ② 中間処理技術、資源化技術等に関する内外の情報を収集、管理し、施策検討の際の基礎情報として活用するとともに、市民、排出事業者、産業廃棄物処理業者からの問い合わせに応じられる体制を整備する。
- 4 事業者及び市民の啓発
 - ① 処理施設の必要性等、産業廃棄物処理に関する市民の理解を深めるため、「仙台市産業廃棄物処理指導方針」及び「各年度 仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」の内容や、本市の産業廃棄物の実態等について周知を図るなど、啓発活動を積極的に行う。NPO との連携も検討していく。
 - ② ライフサイクルアセスメント、環境管理・監査等、最近の廃棄物行政を取り巻く動向について、排出事業者、廃棄物処理業者に対して意識啓発を勧める。

第4節 市民の役割

- 1 暮らしの中での環境への配慮
 - ① 製品の購入の際には、エコマーク商品、グリーンマーク商品等、再生品を利用した製品の選択に努める。
 - ② 環境に対する負荷を軽減するためには廃棄物の発生抑制が重要であることから、物を大事にする生活習慣を心がける。
- 2 産業廃棄物に関する市の施策への協力
 - ① 不法投棄防止対策等で、市の施策について、積極的に協力する。